

令和2年安曇野市議会 12月定例会 提案説明書

## 目次

議案第109号 .....	1
議案第110号 .....	2
議案第111号 .....	3
議案第112号 .....	4
議案第113号 .....	5
議案第114号 .....	6
議案第115号 .....	7
議案第116号 .....	10
議案第117号 .....	16
議案第118号 .....	18
議案第119号 .....	19
議案第120号 .....	20
議案第121号 .....	21
議案第122号 .....	22
議案第123号 .....	23
議案第124号 .....	24
議案第125号 .....	25
議案第126号 .....	26
議案第127号 .....	27
議案第128号 .....	28
議案第129号 .....	29
議案第130号 .....	31

議案第 109 号

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

本議案は、使用料等の公債権の延滞金については原則として地方税の延滞金と同一とすべきものとされていることから、関係する 5 本の条例の延滞金の規定について、改正された地方税法等と同じ規定となるように整備を行うものであります。

第 1 条でございます。

安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部改正であります。

延滞金の割合の特例において、財務大臣が告示する割合について規定されていた部分が、平均貸付割合に改正されたため、用語の見直しと条文整理を行うものであります。

また、うるう年について、漢字で表記されていましたが、税制改正及び市の税条例の改正に準じて、ひらがなに改めるものであります。

次の第 2 条の安曇野市道路占用料条例の一部改正

第 3 条の安曇野市準用河川占用料条例の一部改正

第 4 条の安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

第 5 条の安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正

につきましても、第 1 条の改正と同じものであります。

附則でございます。

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、「うるう年」に係る改正規定については、公布の日から施行する。

また、第 2 項として令和 3 年 1 月 1 日前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものとする、経過措置を規定しております。

本日提出、市長名であります。

議案第 110 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本改正は、本年 10 月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に関する給与法改正案が、人事院勧告どおりに閣議決定し国会へ提出されたことを受け、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き下げるものであります。

それでは、改正文の説明をいたします。

第 1 条は、令和 2 年 12 月に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き下げ、1.65 月分に改正するものであります。

第 2 条では、令和 3 年度以降に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の年間支給割合を、6 月期と 12 月期の支給割合をともに 1.675 月分にする改正であります。

この改正により、令和 2 年度、令和 3 年度以降の年間支給割合は、いずれも 3.35 月分となります。

なお、本改正の第 1 条に掲げる令和 2 年 12 月の期末手当の支給割合については公布の日から施行し、第 2 条に掲げる令和 3 年度以降の期末手当の支給割合については令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、改正案の内容説明となります。

令和 2 年 11 月 24 日提出 市長名であります。

## 議案第 111 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本改正は、本年 10 月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に関する給与法改正案が、人事院勧告どおりに閣議決定し国会へ提出されたことを受け、一般職及び特定幹部職員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き下げるものであります。

なお、国の給与改定に準じて、再任用職員の支給割合の引き下げの改正はございません。

それでは、改正文の説明をいたします。

第 1 条は、令和 2 年 12 月に支給する一般職員及び特定幹部職員の期末手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月分引き下げ、一般職員の支給割合を 1.25 月分、特定幹部職員の支給割合を 1.05 月分に改正するものです。

第 2 条は、令和 3 年度以降に支給する一般職員及び特定幹部職員の期末手当の年間支給割合を、一般職員にあつては 6 月期・12 月期とも 1.275 月分、特定幹部職員にあつては 6 月期・12 月期とも 1.075 月分の支給割合に改正するものであります。

この改正により、令和 2 年度、令和 3 年度以降の勤勉手当を含めた年間支給割合は、一般職員及び特定幹部職員でいずれも 4.45 月分となります。

なお、本改正の第 1 条に掲げる令和 2 年 12 月の期末手当の支給割合については公布の日から施行し、第 2 条に掲げる令和 3 年度以降の期末手当の支給割合については、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、改正案の内容説明となります。

令和 2 年 11 月 24 日提出 市長名であります。

議案第 112 号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、関係条文を改正するものであります。

改正の概要となります。平成 30 年の税制改正により、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替を行うこととなります。それにより、国民健康保険税の負担水準に関して、不利益が生じないよう被保険者にかかる所得等について、所要の見直しをするものであります。

改正条項の内容でございます。

第 19 条の各号に、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除相当分の基準額を、33 万円から 43 万円に引き上げます。また、一定の給与所得者と公的年金等の支給をうける者が 2 人以上いる国保世帯は、その合計人数から 1 を減じた人数に、10 万円を乗じた金額を加えるものであります。

続きまして、附則第 8 項は、字句の修正及び税制改正に伴う公的年金に係る所得の見直しによる条文の整備を行うものでございます。

附則 この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。経過措置として、改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

本日提出、市長名であります。 以上でございます。

議案第 113 号

安曇野市小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

安曇野市小倉多目的研修集会施設条例（平成 17 年安曇野市条例 166 号）の一部を次のように改正する。

本日提出 市長名です。

改正の理由及び主な内容を申し上げます。

小倉多目的研修集会施設は、あづみ農協が指定管理者となっておりますが、農協の組織改編により小倉支所が廃止されることに伴い指定管理者の継続ができないとの申し出があり、市としてもこれをやむを得ないものと判断しました。

これにより新たな指定管理者を募集するとともに地元小倉区とも協議を進めてきましたが、指定管理者の応募がありませんでした。

当施設の管理実態を見ますと体育館的施設である「多目的ホール」の貸館業務が中心で、利用者も三郷地域で活動している特定の団体に限定される傾向にあり、特に指定管理者のノウハウ等が発揮できる状態ではないと判断し、市の直営により管理するものとし、改正を図るものです。

第 1 条については、実情に沿った設置目的に改め、第 3 条以下は、指定管理制度による管理から、直営による管理に切り替えるための改正です。

附則とし、施行日を令和 3 年 4 月 1 日としています。

なお、隣接する三郷競技場、通称・小倉グラウンドの利用受付等を三郷文化公園で行っていますので、小倉多目的研修集会施設の利用受付等もここで行う予定としています。

以上です。

議案第 114 号

安曇野市まちづくり会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、商業の振興を図り、経済の発展を目的に設置しておりました「まちづくり会館」であります。所期の目的が達成されたこと、施設が老朽化してきているため施設を廃止したいことから、条例を廃止するものであります。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

## 議案第 115 号

安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

土地利用に関する条例は、施行から 10 年が経過しております。

条例に基づく計画の改正は、5 年に一度の都市計画基礎調査の結果などに基づき変更することとされており、今年度が見直しの年となっています。

今回、計画の見直しに合わせて条例の改正を行うものです。

改正については、現在の制度の主旨は継続しつつ、制度運用上の課題を精査するなかで、条例の目的の達成や、円滑で適正な制度運用に向けて、必要な改正を行うものです。

なお、条文の変更箇所が多岐にわたりますので、条文の言い回しや、表現の変更に  
関する説明は省略させていただき、条例の主旨や、運用にかかわる部分を説明させていただきます。

事前に配布させていただきました、新旧対照表を用いて説明させていただきます。

まず、第 6 条に第 2 項を加えます。これは、現在同様の内容を規則に定めていますが、条例に「公共施設計画が定められているときは早期実現のために協力すること」を追記し、拘束力を明確に示すためのものです。

次に、第 13 条第 3 項中「基本方針」を「基本方針並びに法第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針」に改めます。これは、地区土地利用計画を策定するときに都市計画マスタープランとの整合を基準としているため、追記したものです。

次に、第 15 条第 2 項第 2 号中「区域は、」の次に「当該計画提案の目的を達成するために必要な範囲で、原則として」を加えます。これは、地区土地利用計画提案の際の区域設定について、道路、線路、河川などの「地形地物」で区画された区域としていましたが、広い面積の農地を含めなくてはならないなど、区域設定として適当でない場合があるため、追記しました。

次に、第 20 条第 2 項中「起算して」を「原則として」に改めます。現在は、標識設置から 14 日間を経過した日以降に説明会を開催することとしていますが、回覧や個別通知などにより十分周知が図られた場合は、14 日間の経過を待たずに説明会の開催ができるよう柔軟な対応をしていくためのものです。

次に、第 21 条第 1 項中「縦覧期間満了の日の翌日から起算して 7 日以内」を「縦覧期間満了の日の翌日まで」に改めます。現在の手続きでは、縦覧と意見書提出を同日に行うことができず、市民等に負担があったため、同日に縦覧と意見書提出ができるように改めるものです。

次に、第 24 条第 1 項が大幅に改定されていますが、これは、市が開発事業の承認をする際にその基準を明確にするためのものです。

改正前の条例本文の基準や、規則に明記されていた基準をこちらに列記し明確化したものです。

次に、第 40 条第 3 項を新たに追記します。現在、特定開発事業の際には標識設置の定めがありませんが、市民等への事業内容の周知を早めに行うことを目的に、素案提出時に標識設置を義務付けるものです。

次に、第 41 条第 1 項に「ただし書き」を新たに追記します。特定開発事業では説明会の開催が義務付けられていますが、手続きの迅速化を目的に、説明会の求めがなければ説明会を省略できる規定を設けるものです。

どのような事業を対象にするのかについて、まず第 1 号が過去の事例から認定判断が安定化している事業として「宅地分譲を伴わない戸建住宅」の建築と、第 2 号が認定手続に相当する手続きが既になされている事業として「国、県、市などが行う開発事業」とします。

次に関連して、第 47 条第 2 項に「ただし書き」を新たに追記します。特定開発事業では、あらかじめ土地利用審議会の意見を聴くことが義務付けられていますが、手続きの迅速化を目的に意見聴取を省略できる規定を設けるものです。

事業の対象は、「戸建住宅」と「電気通信事業法に基づく事業者が設置する空中線等」で、いずれも事前に土地利用審議会の同意を得る必要があります。

最後に、第 50 条の 2 に「権利の保護」を新たに設けます。

第 1 項は条例に基づく手続きで縦覧を行う際、第 2 項は意見書の写しを送付する際に、個人情報保護について十分配慮することを追記し、明確化を図ります。

以上が主要な改正内容で、その他は「字句の整理」などございます。

附則として、施行期日を令和 3 年 7 月 1 日としております。

これは、住民説明会などの周知期間を経たうえで施行するためでございます。

本日提出 市長名 でございます。

以上であります。

議案第 116 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正は、予算執行状況から予算に過不足が見込まれる場合や、国の交付金内示に伴うもの、また、新型コロナウイルス感染症対策として、速やかに予算計上が必要なものなど、補正予算を編成するものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 7,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 573 億 8,500 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加、変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

今回の補正では、債務負担行為の追加、変更をするものでありますが、後ほど 5 ページの第 2 表でご説明いたします。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

今回の補正では、地方債の変更をするものでありますが、後ほど 6 ページの第 3 表でご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第1表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の12ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

1款 市税 は、1億2,800万円の減額であります。

主な項目として、

1項 市民税で1億2,000万円の減額であります。

米中貿易摩擦など、国内経済への影響などから、「法人市民税現年課税分」(2億円)の減額が主なものであります。

13款 分担金及び負担金 2項 負担金は、1億7,331万8千円の増額であります。

7月豪雨により発生した耕地施設災害に対する復旧費への受益者負担分として、「耕地災害復旧事業負担金」の計上であります。

14款 使用料及び手数料 1項 使用料は、6千円の増額であります。

市文化財資料センター駐車場の行政財産使用許可によるものであります。

15款 国庫支出金 は、305万3千円の減額であります。

主な項目としては、

2項 国庫補助金で、1,415万1千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の14ページとなります。)

新型コロナウイルス感染症対策として実施した、特別定額給付金給付事業の事業費確定による「特別定額給付金給付事業費補助金」(2,410万円)の減額などが主なものであります。

16款 県支出金 は、1億7,272万3千円の増額であります。

主な項目としては、

2項 県補助金で、1億6,190万4千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の16ページとなります。)

7月豪雨災害による耕地施設復旧に対する補助として「耕地災害復旧事業費補助

金」(1億6,189万円)の増額などが主なものであります。

18款 寄附金 1項 寄附金は、3億51万7千円の増額であります。

ふるさと寄附による寄附額の実績見込みによる「ふるさと寄附金」(3億円)の増額などが主なものであります。

19款 繰入金 2項 基金繰入金は、2億7,802万円の増額であります。

財源調整のため、「財政調整基金繰入金」(2億5,852万円)の増額や、新型コロナウイルス感染症対策として実施する新生児特別定額給付金給付事業への財源として「福祉基金繰入金」(2,750万円)の計上などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

21款 諸収入 は、813万1千円の減額であります。

主な項目としては、

5項 雑入で、857万1千円の減額であります。

コミュニティ助成事業の交付確定による「コミュニティ助成事業(一般・地域防災)」(700万円)の減額などが主なものであります。

22款 市債 1項 市債は、1,340万円の減額であります。

押野集会施設解体事業や穂高プール解体工事に係る設計費が確定したことによる減額であります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからであります。)

主なものに限り説明します。

1款 議会費 1項 議会費は、346万1千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大による研修・視察の中止などによる減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の22ページからとなります。)

2款 総務費 は、3億5,986万円の増額であります。

主な項目としては、

1項 総務管理費で、3億5,259万3千円の増額であります。

ふるさと寄附金の増加に伴う返礼品費の追加など「寄附採納事務」(3億9,936万5千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の36ページからとなります。)

3款 民生費 は、1億2,798万1千円の増額であります。

主な項目としては、

1項 社会福祉費で、1億1,942万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月28日から令和3年3月31日に出生した新生児に対し、一人当たり5万円を給付する「新生児特別定額給付金給付事業」(2,967万円)や、

(事項別明細書は予算説明書の40ページとなります。)

療養給付費負担金額の確定による「後期高齢者医療事業」(4,839万2千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の46ページからとなります。)

4款 衛生費 は、2,994万2千円の減額であります。

主な項目としては、

1項 保健衛生費で、3,104万6千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の48ページからとなります。)

新型コロナウイルス感染拡大により、各種検診を中止したことによる「成人検診事業」(2,653万5千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の52ページからとなります。)

5款 労働費 1項 労働費は、4万1千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大により、産業事情に係る視察を中止したことによる減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の54ページからとなります。)

6款 農林水産業費 は、215万2千円の減額であります。

主な項目としては、

1項 農業費で、295万8千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の56ページとなります。)

中山間地域等直接支払交付金の交付見込額の確定による「中山間地域等支援事業」(247万3千円)の減額が主なものであります。

( 事項別明細書は予算説明書の 60 ページからとなります。)

7 款 商工費 1 項 商工費は、126 万 6 千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大により、7 月に開催予定となっていた松本広域ものづくりフェアの開催中止による「商工総務費」( 81 万 9 千円)の減額が主なものであります。

( 事項別明細書は予算説明書の 62 ページからとなります。)

8 款 土木費 は、542 万 4 千円の減額であります。

主な項目としては、

4 項 都市計画費で、491 万 2 千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大により、10 月に開催予定となっていた「信州安曇野花とみどりのシンポジウム」の開催中止による「都市公園等維持管理事業」( 291 万 2 千円)の減額が主なものであります。

( 事項別明細書は予算説明書の 64 ページからとなります。)

9 款 消防費 1 項 消防費は、補正額はありませんが、指定寄附による財源変更となります。

( 事項別明細書は予算説明書の 66 ページからとなります。)

10 款 教育費 は、1,287 万 5 千円の減額であります。

( 議案は 3 ページ、事項別明細書は予算説明書の 78 ページとなります。)

主な項目としては、

6 項 保健体育費で、925 万 6 千円の減額であります。

市民プールの解体設計業務費の確定による「市民プール管理費」( 1,180 万 1 千円)の減額が主なものであります。

( 事項別明細書は予算説明書の 80 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費 2 項 農林水産施設災害復旧費は、3 億 3,932 万円の増額であります。

7 月豪雨及び 8 月末の集中豪雨により発生した耕地施設災害における復旧費の計上によるものであります。

以上が歳出の概要であります。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。  
予算書 82 ページの給与費明細書をご覧ください。

まず、特別職については、工業統計調査の事業完了における調査員等の報酬確定など、報酬（ 25 万円）の減額であります。

つづいて一般職ですが、10 月 1 日の人事異動の反映や、10 月 1 日採用者の採用者数の減による給与費等の減額であります。

補正額は、報酬が 232 万円の減額、

給料が 930 万円の減額

職員手当が 77 万 4 千円の減額

共済費が 255 万円の減額であります。

合計では、1,494 万 4 千円の減額であります。

それでは、議案の 5 ページの第 2 表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

追加が 8 事業、変更が 1 事業であります。

公共施設の電気料削減のための、「エネルギーサービスプロバイダー」との契約、また、来年開催予定である「博多どんたく港まつり」の市民ツアー開催における旅行者との契約など、今年度から複数年契約となる 8 事業について債務負担行為を設定するものであります。

また、本年度当初に設定した「安曇野市議会だより作成印刷業務」について、業務内容の変更による限度額の増として、債務負担行為を変更するものであります。

つづきまして、6 ページの第 3 表をご覧ください。地方債補正であります。

旧合併特例事業債(総務債)では、押野集会施設解体事業費の確定による限度額の変更、また、旧合併特例事業債(教育債)は、穂高プール解体工事に係る設計費の確定による限度額の変更であります。

以上により、市債の補正額は 1,340 万円の減額となり、補正後の発行予定額は 58 億 4,662 万 8 千円となります。

説明は以上であります

議案 117 号

令和 2 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

令和 2 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,778 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 1,614 万 4 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。  
（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は 229 万 4 千円の増額で、要支援 1、2 の認定者に対する 介護予防サービス計画費、いわゆるケアプランの作成費用の収入を見込むものでございます。

8 款 繰入金 補正額は 1,549 万 5 千円の増額であります。

1 項 一般会計繰入金は 28 万 1 千円の増額で、システムの改修費、事務用備品購入による増額と、認定調査委託料の減額を相殺し、不足となる事務費繰入金の増額であります。

2 項 基金繰入金は 1,521 万 4 千円の増額で、高額介護・予防サービス費等に充当するための基金繰入金の増額であります。

続きまして 3 ページの歳出となります。

（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

1 款 総務費 は 28 万 1 千円の増額です。

1 項 総務管理費は 362 万 5 千円の増額で、本年度末に予定されている、介護報酬改定等に伴う市の介護保険システムの改修費等による増額です。

3 項 介護認定審査会費は 334 万 4 千円の減額で、新型コロナウイルス感染症感染防止等による、認定期間の延長等の特例措置により、調査件数の減少に伴う調査委託料の減額です。

2 款 保険給付費 は 1,488 万 7 千円の増額です。

1 項 介護サービス等諸費は、地域支援事業費、諸支出金の増加に伴う財源振替であります。

3 項 高額介護サービス費等は 1,488 万 7 千円の増額で、昨年 10 月に導入された、特定処遇改善加算、消費税率の引き上げによる介護報酬改定等により、高額介護・予防サービス費を増額するものです。

(事項別明細書は 14 ページとなります。)

3 款 地域支援事業 1 項 介護予防事業は 6 万 7 千円の増額で、介護予防教室等での新型コロナウイルス感染症感染防止の為に消毒用アルコール等を購入するものです。

4 款 介護サービス事業費 1 項 介護予防支援事業は 229 万 4 千円の増額で、介護予防サービス計画費の委託件数増加により、委託料を増額するものです。

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、26 万円の増額、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免により、令和 2 年 2 月から 3 月の旧年度分の保険料の予算還付により、返還金を増額するものであります。

議案第 117 号は以上でございます。

議案第 118 号

令和 2 年度安曇野市水道事業会計補正予算(第 2 号)について、ご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員の給与費に係ります給料、法定福利費、負担金の補正を行うものです。

それでは、議案書をお願いします。

第 1 条 令和 2 年度安曇野市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
支出、 第 1 款 水道事業費用 営業費用 496 万 3 千円の減額。

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

上下水道料金徴収業務、期間は令和 3 年度から令和 8 年度まで、限度額は 4 億 9,967 万 5 千円であります。これは、現事業者との契約期間が令和 3 年 3 月末を以って終了するため、委託料に債務負担行為を新たに設定するものであります。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。  
職員給与費 455 万 3 千円の減額。

本日提出、市長名であります。

議案第 119 号

令和 2 年度安曇野市下水道事業会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、主に職員の給与費に係ります給料、手当、法定福利費、負担金の補正を行うものです。

それでは、議案書をお願いします。

第 1 条 令和 2 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
支出、 第 1 款 下水道事業費用 営業費用 835 万円の増額。

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。  
職員給与費 770 万 6 千円の増額。

本日提出、市長名であります。

補正予算の説明は以上であります。

## 議案第 120 号から第 123 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 120 号から順次説明を申し上げます。

議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

### 1 施設の名称

安曇野市豊科社会就労センター

### 2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 平林 栄司

### 3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

本日提出、市長名であります。

公募による募集を行い、一般社団法人 安曇野エルチを選定したものでございます。

続きまして、議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市穂高社会就労センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 平林 栄司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

本日提出、市長名であります。

公募による募集を行い、一般社団法人 安曇野エルチを選定したものでございます。

続きまして、議案第 122 号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市三郷社会就労センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 平林 栄司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

本日提出、市長名であります。

公募による募集を行い、一般社団法人 安曇野エルチを選定したものでございます。

続きまして、議案第 123 号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市明科社会就労センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 平林 栄司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

本日提出、市長名であります。

公募による募集を行い、一般社団法人 安曇野エルチを選定したものでございます。

以上です。

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市三郷総合営農センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷明盛 3344 番地 2

中萱営農組合 組合長 宮澤 貞仁

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで の 2 年間

本日提出、市長名です。

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き中萱営農組合を指定管理者として指定するものです。

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市三郷堆肥センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 4906 番地 6

株式会社 三郷農業振興公社 代表取締役 中山 栄樹

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで の 3 年間

本日提出、市長名です。

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き三郷農業振興公社を指定管理者として指定するものです。

以上です。

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称  
安曇野市自然体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
安曇野市明科中川手 2455 番地  
「せせらぎ」を愛する会  
代表者 土肥三夫
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

本日提出、市長名でございます。

当該施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き「せせらぎ」を愛する会を指定管理者として指定するものです。

以上です。

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称  
安曇野市豊科交流学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
安曇野市豊科 5609 番地 3  
公益財団法人 安曇野文化財団  
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

本日提出、市長名でございます。

当該施設について、令和 3 年度より豊科交流学習センターに指定管理者制度を導入し、施設を管理運営していくため、非公募により公益財団法人 安曇野文化財団を指定管理者として指定するものです。

以上です。

議案第 128 号

市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（ 1 ページ ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は 3 路線でございます。

路線の位置につきましては、 2 ページから 3 ページの認定路線位置図をご覧いただきたいと思います。

2 ページの整理番号 1 の豊科 1730 号線と豊科 1731 号線につきましては、宅地造成により築造された道路でございます。市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

3 ページの整理番号 2、穂高 4688 号線につきましては、平成 26 年度から安曇野建設事務所が整備を進めてきました穂高柏原の塚原における県道塩尻鍋割穂高線の一部改築工事（ 450m ）が完成しました。これにより、区域の変更により発生した旧県道を市道認定するものであります。

この件につきましては、平成 26 年 3 月 18 日付けで「(主)塩尻鍋割穂高線の道路改築等に伴う旧道区間の引き受けについて」長野県知事と確約書を締結しており、確約に基づき、今回市道認定するものです。

議案第 129 号

豊科南花見田地区 地区土地利用計画 について、ご説明いたします。

安曇野市の適正な土地利用に関する条例、第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求める。

本日提出、市長名であります。

1 ページを、ご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画の対象となる区域に次の事項を定めます。

( 1 ) 地区の土地の範囲であります。

3 ページに区域図を添付しておりますが、安曇野インターチェンジの東側に位置する、安曇野市豊科南穂高 1232 番以下、40 筆ほか道路・水路の一部を含め、計画面積はおおむね 65,000 m<sup>2</sup>でございます。

( 2 ) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、都市計画マスタープランでは「都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン」としております。

本地区には農地が広がっておりますが、安曇野インターチェンジに近接している場所であり、また本地区の周辺には用途地域が定められており商業施設が立地されておりますので、本地区に商業系用途の指定を行い、周辺農地への無秩序な開発の拡散を抑制することを本地区の方針としております。

( 3 ) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準です。

建物の用途は、床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以下の物品販売業を基本として、それ以外は飲食店、各種サービス業など、基本となる物品販売業に付随するような商業系用途に限定しています。

建蔽率・容積率は、現行法令で定めのあるとおり 60%・100%であります。

2 ページを、ご覧いただきたいと思います。

高さについては、15m以下の鉄塔等を除いて 10m以下としています。

また、建築物の壁面後退は 3.0m 以上としております。

条例第 13 条第 2 項により、必要に応じて定められる事項です。

地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画でございますが、計画地に接する主要地方道安曇野インター堀金線については、道路管理者等と協議を行い、右折レーンの設置に伴う道路後退等といった交通安全対策を取るものとなります。

また、市道豊科 2131 号線、市道豊科 2209 号線については幅員を 10.0m 以上とし、市道豊科 2182 号線については道路管理者等と協議の上で線形改良を行うこととします。

緑化につきましては、法定面積である 6 % 以上を確保し、地区の隣地又は道路に接する箇所は極力緑化に努めるものとしております。

その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項につきましては、災害時の緊急避難場所として指定すること、騒音は法定基準以下を順守すること、光害(ひかりがい)による耕作物への影響に配慮することとしております。

以上でございます。

議案第 130 号

穂高白金地区 地区土地利用計画 について、ご説明いたします。

安曇野市の適正な土地利用に関する条例、第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求める。

本日提出、市長名であります。

1 ページを、ご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画の対象となる区域に次の事項を定めます。

( 1 ) 地区の土地の範囲であります。

3 ページに区域図を添付しておりますが、国道 147 号沿い東側に位置する、安曇野市穂高 2357 番 1 以下、53 筆ほか道路・水路の一部を含め、計画面積はおおむね 52,000 m<sup>2</sup>でございます。

( 2 ) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

土地利用基本計画では、用途地域の指定があるエリア約 1.0ha が「拠点市街区域」、用途地域の指定がないエリア約 4.2ha が「田園環境区域」、景観計画では「まちなかエリア」と「田園エリア」、都市計画マスタープランでは「都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン」としております。

本地区の大部分のエリアには 30 年以上前から商業施設が立地しており、地域住民に広く利用されております。今回、老朽化した商業施設の建て替えに伴いまして、本地区に商業系用途の指定を行い、周辺農地への無秩序な開発の拡散を抑制することを本地区の方針としております。

( 3 ) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準です。

拠点市街区域に係るエリアを「商業・業務地区」、田園環境区域に係るエリアを「商業地区」と定め、それぞれに基準を設けます。

商業・業務地区の建物の用途は、準住居地域に立地できないものと住宅系用途を除いた用途とします。商業地区の建物の用途は、床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以下の物品販売業を基本として、それ以外は飲食店、各種サービス業など、基本となる物品販売業に付随するような商業系用途に限定しています。

2 ページを、ご覧いただきたいと思います。

建蔽率・容積率は、現行法令で定めのあるとおり、商業・業務地区は 60%・200%、商業地区は 60%・100%であります。

高さについては、商業・業務地区は制限なし、商業地区は 15m以下の鉄塔等を除いて 10m以下としています。

また、建築物の壁面後退は 2.0m以上としております。

条例第 13 条第 2 項により、必要に応じて定められる事項です。

地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画でございますが、計画地に接する市道穂高 2105 号線については幅員を 9.0m以上、市道穂高 2496 号線については幅員を 10.0m以上とします。

緑化につきましては、法定面積である 6%以上を確保し、地区の隣地又は道路に接する箇所は極力緑化に努めるものとしております。

その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項につきましては、災害時の緊急避難場所として指定することとしております。

以上でございます。